

「綾部市エンディングノート～わたしと大切な人の安心のために～」協働発行业務仕様書

1 業務概要

市民一人ひとりが、これからも自分らしく生きるために、思いを整理し、その思いを家族や大切な方と、あるいは、医療や介護・福祉の専門職と共有するツールの一つとして、「エンディングノート」を作成し、将来の意思決定能力の低下に備えて本人の意向が尊重されることを目的として、延命、葬儀、相続などの事柄に関する情報に企業等の広告（以下「広告」という。）を加えた冊子「綾部市エンディングノート～わたしと大切な人の安心のために～」（以下「エンディングノート」という。）を綾部市（以下「市」という。）と民間事業者（以下「事業者」という。）が協働して発行する。

2 業務内容及び仕様書

(1) 業務内容

- ア エンディングノートのデザイン、レイアウト等の作成及び編集
 - イ エンディングノートの印刷及び製本
 - ウ 有料広告の募集・掲載
 - エ 電子データの提供
- 完成したエンディングノートから広告部分を除いたもの。
形式は PDF とする。

(2) 仕様

名称	「綾部市エンディングノート～わたしと大切な人の安心のために～」
発行部数	1, 0 0 0 部程度／年
発行頻度	年 1 回（合計 3 回）※毎年更新
規格	・ A 4 判（中綴じ、横書き、左開き）
紙質	カラー印刷に適し、インクが透けない耐久性があるもの
色刷り	表紙、本文、写真、イラスト等すべてがカラー刷り
総ページ数	2 4 ページ程度（表紙・裏表紙含む）
掲載内容 （すべて業者作成）	・ 自身の基本情報、延命、葬儀、相続などについての意向を記載できる項目 ・ その他、専門職等の相談先案内
広告ページ	・ 広告ページは全体の 4 割程度とする ・ 内容はエンディングノートに関するものとし、市内の

	事業者を優先することとする
校正回数	2回以上／年
納品時期	市と協議のうえで定める
納品場所	綾部市役所 地域包括支援課
配布方法	希望者へ綾部市が配布する

3 業務実施期間

協定締結日から令和11年3月31日までの間とし、掲載内容、掲載する広告は1回ごとに更新し、納品時期等は市と協議して定める。

4 作成経費

本業務における企画、編集、印刷、製本及び納品にかかるすべての費用は事業者が負担し、市は一切の費用を負担しない。また、事業者は、広告主の応募がない場合も、自らの責任において本業務を履行すること。

5 広告掲載基準及び事業者の責務

- (1) 掲載する広告は、「綾部市印刷物等広告掲載要綱」（平成26年1月21日綾部市告示第8号）第4条及び「綾部市エンディングノート～わたしと大切な人の安心のために～作成に係る広告掲載基準」の規定に準じるものとする。
- (2) 広告主の募集・広告の製作等は事業者が行うこと。
- (3) 広告の掲載に当たっては、広告である旨を明記するほか、掲載される広告の商品・広告主等を当市が推奨しているものでない旨を記載すること。
- (4) 行政情報以外の問合せ先が事業者となる旨を明記すること。

6 責任分担及び問い合わせ等の対応

- (1) 市が提供する手続きに関する情報の責任は市が負うこととし、問い合わせ等があれば市が対応することとする。
- (2) 上記以外の情報、広告に関しては事業者が責任を負い、問い合わせ等があれば事業者が対応することとする。

7 著作権等

- (1) 本業務の実施により発生したすべての著作権（広告の部分に係る著作権を除く。）は、市に帰属するものとする。
- (2) 本業務の実施に際し、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害しないこと。第三者の著作物を使用する場合は、事業者の負担で著作権処理を行うこと。

なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、事業者はその責任の一切を負うこと。

8 その他

この事業仕様書に定めのない事項及びその他必要事項について疑義が生じたときは、市と速やかに協議のうえ対応を決定する。